

ID: 327

担当部署: 農政課

<b>処分の概要</b>	農地利用規約の認定		
<b>法令名 根拠条項</b>	農住組合法 第13条第3項		
<b>法令番号</b>	昭和55年法律第86号		
<b>【基準】</b>	<p>法第13条第3項及び第4項の規定による。  (農地利用規約)</p> <p>第13条</p> <p>3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。</p>		
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日